

新地方公会計制度に基づく財務4表の公表について

新地方公会計制度の概要

地方公共団体の予算については、当該年度の歳出は当該年度の歳入をもって充てるという会計年度独立の原則に基づいており、そのため、会計の手法も単式簿記・現金主義が執られてきました。

しかし、現金主義は単年度の支出額を示すものであり、その支出が現在役立つものなのか、将来にわたって役立つものなのか判断が難しい（コストが分かりにくい）という課題があります。

また、企業会計や出資法人などを含めた全体像を示すことも困難でした。そこで、自治体が保有する資産・債務の実態を把握し、情報公開を徹底するための手段として、平成19年10月総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、普通会計、特別会計や関連団体（一部事務組合等）を含めた連結ベースでの財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）の整備に取り組むことが求められました。

さらに平成28年度決算からは、「基準モデル」、「総務省方式改訂モデル」から「統一的な基準による財務諸表」への変更が求められました。

今別町の取り組み

町ではこの制度を踏まえ、平成20年度決算から「総務省方式改訂モデル」に基づき財務4表を作成、公表してきましたが、平成28年度からは統一的な基準による財務諸表を作成、公表を行うこととなりました。

今別町の財務4表

1. 普通会計財務4表

○普通会計

一般会計・道の駅事業特別会計

2. 全会計財務4表

○普通会計

一般会計・道の駅事業特別会計

○公営事業会計

国民健康保険特別会計（事業勘定）・国民健康保険特別会計（診療施設勘定）・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計（保険事業勘定）・今別地区簡易水道事業特別会計

3. 連結会計財務4表

○普通会計

一般会計・道の駅事業特別会計

○公営事業会計

国民健康保険特別会計（事業勘定）・国民健康保険特別会計（診療施設勘定）・後期高齢者医療特別会計・介護保険特別会計（保険事業勘定）・今別地区簡易水道事業特別会計

○一部事務組合・広域連合

青森地域広域事務組合・青森県後期高齢者医療広域連合・青森県市町村総合事務組合・青森県市町村職員退職手当組合